



KICK OFF 通信

事業承継税制のポイントあれこれ ～継続は万全か～

現在我が国の中小企業、とりわけ小規模事業者は381万人でして、この10年間に約100万人近く減少しました。また経営者の中で最も多い年齢が66歳。そして今後10年間に、70歳を超える中小企業者は約245万人と見込まれます。なおその内、約半数の127万人が後継者未定という状態になると予測されます。

日本の屋台骨を支えてきた中小企業の廃業は、地域経済に対する深刻なダメージをもたらし、ひいては国全体の衰退に繋がりがねません。したがって、税金を免除してまでも、円滑に次の代に引き継いでもらえるような税制を、時代が要請するようになりました。

◆事業承継税制の創設

最初に作られたのが平成21年度。初めて非上場株式等に係る相続税および贈与税の猶予制度が創設されました。しかし、納税猶予を受けてから5年間は、①後継者が会社の代表である、②後継者が会社の株を保有している、③会社の雇用の8割を維持する、という3条件を満たすことが前提でした。

つまり10人の会社ならば、仮に従業員が7人になってしまえば、納税猶予は打ち切れ、利息を付けて税金を払わなければならなくなります。5年先のことなんか、一体誰が保証してくれるのでしょうか...

したがって当初はほとんど普及せず、次世代にバトンタッチ出来る仕掛けがさらに求められるようになります。そこで平成27年、さらに30

年の法改正を経て、事業承継に関する大幅な条件緩和に踏み切ったのでした。

◆平成30年度の改正点は

ここで留意すべき点は、令和9年12月末までに生じた相続または贈与が対象であることです。それも令和5年3月までに「特例承継計画」を提出しなければなりません。

その時限が守られれば、①贈与税・相続税はゼロ、②雇用の8割維持は撤廃、③後継者の条件緩和等を適用することが出来ます。ただし、後継者への株式贈与をする場合、その後継者が3年以上取締役であることが前提です。

また、先代経営者のみならず、親族外の複数株主から頂く株式も猶予の対象となります。

一方、継承が長続きしなかった際にも、承継時ではなく、売却時や廃業時の評価額を基に納税額が計算されるので、過大な税負担は回避できるでしょう。

◆今後の事業継承していく上で

5年が経過した場合は、社長の座から退いてもOKです。しかし、株だけは保有し続ける必要があり、最終的に税免除となるのは、さらに次の代にバトンタッチしたときです。何と息の長い話であります。税金が相当額免除になるならば、やむを得ませんね。

また、最大500万円まで補助の出る「事業承継補助金」もあります。雇用継続の観点から、中小企業の側に立つてのサポートですので、大いに活用して頂きたいです。



水み
と
み
つ
た
ち

【プロフィール】

昭和37年 7月28日 北海道生まれ 藤沢育ち
神奈川県立湘南高校・慶応義塾大学卒業後、サラリーマン生活を経て代議士秘書に・・・
平成 4年 「税は国家なり」との思いで始めた税理士試験に合格
平成 7年 県議会議員初当選～平成19年まで連続3期
平成19年 第21回 参議院議員選挙 当選
予算委員会・ODA委員会などの理事を歴任
平成26年 第47回 衆議院議員選挙 当選
総務委員会 & 沖縄・北方領土特別委員会 両理事
国土交通委員会ならびに厚生労働委員会 委員
民進党・副幹事長 エネルギー調査会事務局次長
平成29年 第48回 衆議員選挙出馬せず下野する
平成30年 一般社団法人 人づくり・国創り研究会を設立

前衆議院議員 / 元参議院議員